

規制の事前評価書

法令案の名称：消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：子供用特定製品の規定

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

評価実施時期：令和 7 年 10 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・令和 6 年 6 月に成立・公布された消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（改正消安法）において、主として子供が使用する製品を規制する枠組みである「子供用特定製品」が創設された。令和 6 年 12 月に消費生活用製品安全法施行令において、出生後二十四ヶ月以内の子供が使用する乳幼児用ベッド及び出生後三十六ヶ月未満の子供が使用する玩具を子供用特定製品に指定する改正が行われ、令和 7 年 12 月に施行される。
- ・昨今の製品安全に係る事故の発生状況等を踏まえ、消費生活用製品安全法施行令を改正し、「特定製品」及び「子供用特定製品」として、乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後六十ヶ月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計したものをいう。）及びベビーカー（主として家庭において出生後三十六ヶ月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車をいう。）を新たに規定する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

●乳幼児用ベッドガード

- ・乳幼児が被害にあった乳幼児用ベッドガードに係る重大製品事故は、過去 10 年間に於いて計 4 件発生しており、全て死亡事故となっている。いずれも 0 歳の乳児が乳幼児用ベッドガードとマットレスとの間に挟まり窒息した事故であり、柔らかい寝具に挟み込まれることで窒息のおそれがある出生後 18 ヶ月未満の乳幼児に使用しない旨の警告を徹底が出来ていなかったことや、使用された際に乳幼児用ベッドガードとマットレスの間に隙間を生じさせない設計と出来ていなかったことが事故の原因となっている。
- ・令和 6 年 8 月に開催した産業構造審議会製品安全小委員会においても、子供用の製品は、玩具のみならず幅広い製品を規制の対象にすることが重要であると多くの委員から指摘され、また、乳幼児用ベッドガードについては、子供用特定製品に指定することを検討することが必要との指摘を受けた。
- ・このような状況を踏まえ、子供用特定製品の指定に当たり、乳幼児用ベッドガードを規制（強制規格）の対象とする優先度が高いと判断した。

●ベビーカー

- ・子供が被害にあったベビーカーに係る重大製品事故は、過去 10 年間に計 11 件発生しており、うち転倒・転落による頭部等の負傷が 6 件、指を挟んだもの等が 4 件であった。
- ・ベビーカーに係る擦り傷等の軽傷、ヒヤリハットを含む事故は、消費者庁が管理・運営する事故情報データベースにおいて、平成 18 年から令和 6 年の間に計 70 件発生している。
- ・令和 6 年度に製品安全課が行った消費者アンケート調査 によれば、ベビーカーによって子供が危ない思いをしたことがあると回答した一般消費者のうち、約 8 割が 3 歳未満の子供が被害にあったとの回答だった。

- ・このような状況を踏まえ、子供用特定製品の指定に当たり、ベビーカーを規制（強制規格）の対象とする優先度が高いと判断した。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・乳幼児用ベッドガード及びベビーカーを、消安法における子供用特定製品に指定する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・乳幼児用ベッドガード及びベビーカーについて、「子供用特定製品」に指定するのではなく、従前から規定されている「特定製品」として指定することも検討したが、子供が使用する製品は、製品自身の物理的な安全性が確保されるだけでなく、特に保護者や周りの成人が、その子供用の製品を使うことが想定される方の年齢（対象年齢）や使用する際の注意事項を理解した上で、当該製品で遊ぶ子供の行動を監護することで、事故の未然防止が果たされるものである。事業者に対し、物理的な安全性に関する技術基準への適合だけでなく、対象年齢や使用上の注意についての表示のない製品の販売ができないよう、義務付けたものが子供用特定製品である。対象年齢や使用上の注意についての表示内容は、保護者等に対して子供の安全性を確保する上で必要不可欠な情報であり、そうした内容を見やすい位置にわかりやすく表示されることが実効性のある対策として重要であることから、乳幼児用ベッドガード及びベビーカーは特定製品ではなく子供用特定製品に指定することとした。

<その他非規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・乳幼児用ベッドガード及びベビーカーについては、一般財団法人製品安全協会が運営する安全認証制度（SGマーク）での対象製品となっている。
- ・仮に業界の任意の安全基準を国が推奨するような制度とした場合、安全遵守への意識が低い事業者はそのような任意の規格には従わない（積極的に活用しない）可能性があることが想定される。全ての事業者に子供用特定製品についての安全基準への適合を遵守させるためには、国による強制規格として導入し、消安法の法体系を踏まえて当該製品の製造・輸入に関わる全ての事業者を規制対象とすることが、効率的かつ効果的な措置であると考ええる。
- ・なお、経済産業省及び経済産業省所管の独立行政法人である製品評価技術基盤機構は、乳幼児用ベッドガード及びベビーカーによる事故を防ぐための注意喚起（周知）に長年取り組んでおり、引き続き定期的な情報提供を実施していく。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・本規制の目的は、乳幼児用ベッドガード及びベビーカーに対し技術基準適合義務及び対象年齢と使用上の注意に関する表示義務を設けることで、安全ではない製品が市場に流通することを防ぎ、対象製品での危害の発生・拡大の防止を図ることである。
- ・本規制が施行された後は、消費者が購入する（使用する）これら2つの特定製品について製品側での安全対策が講じられることとなるため、一年間で消費者が購入する（使用する）特定製品に対して、本規制の効果

が及ぶものと考え、ベビーカーについて、その数量（一年間で消費者が購入する（使用する））を推算する。

- ・ベビーカーについては、平成 30 年 3 月 29 日の規制改革推進会議専門チーム会合の資料において、「業界団体によれば、我が国のベビーカー販売台数は年間 60～70 万台程度」「また、（一財）製品安全協会が発行する SG マークの取得台数は約 40 万台前後で推移。」との記載がある。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/hotline/20180329-2/180329-2hotline02.pdf>

今般、ベビーカーの業界団体に確認したところ、令和 6 年の国内総販売数は 30～40 万台と推定されるとの回答を得た。また、製品安全協会が公表している「四半期毎の SG マーク表示数量」によると、ベビーカーの一年間の SG マーク取得数について、令和 6 年度は 188,100 台となっている。

それ故、令和 7 年現在においては、30～40 万台程度のベビーカーについて安全性を確保することができるというのが、子供用特定製品として指定することによる効果（影響範囲）と考えられる。子供用特定製品として指定することにより、年齢表示や警告表示により対象年齢以外の子供の使用を防いだり、シートベルトを装着しないで使用するというような誤使用を防ぐという観点でも事故を防ぐことができると考える。

- ・乳幼児用ベッドガードについては、業界団体が存在せずデータが存在しないが、製造・輸入している事業者は限定的と言われている。過去 10 年間に重大製品事故報告を受けた製品のうち、輸入台数が判明している 2 件の輸入台数の合計は約 1 万 5 千台となっており、また、オンラインモールにおいて、乳幼児用ベッドガードについて検索を行うと、SG 基準の認証を取得していない製品の販売が認められ、現在もリスクの高い製品が市場で流通している可能性がある。子供用特定製品として指定することにより、技術基準適合により乳幼児の死亡を防止する他、年齢表示や警告表示により対象年齢以外の子供の使用を防いだり、誤使用を防ぐという観点でも子供の死亡を防ぐことができると考える。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・乳幼児用ベッドガード及びベビーカーについては、新規に子供用特定製品へ指定されるため、技術基準への適合の対応、マーク及び対象年齢表示を新規に行うこととなる。詳細な技術基準については、今後、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）を改正し対応していくこととなるため、現時点において費用及び作業時間を推計することは困難である。
- ・また、子供用特定製品に指定されることで、届出を再度行う必要がある。届出を行う事業者数は、ベビーカーについては、国内事業者としてはベビーカー安全協議会に所属している 17 社程度が想定され、乳幼児用ベッドガードについて国内事業者は数社程度と想定されているところ、海外事業者からの届出があることも鑑み、あわせて 25 社程度の届出があるところと推定している。一つの届出あたりおおよそ 3 時間の作業時間を要するものと仮定し、登録に係る作業時間は合計時間 75 時間（25 社×3 時間）程度となる。
- ・令和 6 年度賃金構造基本統計調査結果の概要（厚労省）によると、一般労働者の賃金は 330.4 千円である（令和 6 年 6 月分として支払われた所定内給与額の平均）。一日 8 時間で一ヶ月 20 日働くとすると、一般労働者の時給換算は 2,065 円程度と推定される。したがって、75 時間の労働時間を金銭換算した場合、遵守費用は推計で 15 万 5000 円程度となり、これに加えて基準への適合等の現時点では不確定な費用が遵守費用としてかかることとなる。

<行政費用>

- ・子供用特定製品の指定に伴い製造・輸入事業者からの届出が見込まれる。上述の通り、25 社程度からの届出があると推定しているところ、

$$2,600 \text{ 円 (※)} \times 1 \text{ 人 (人員数)} \times 3 \text{ 時間 (作業時間)} \times \text{約 } 25 \text{ 件} = \text{約 } 19.5 \text{ 万円}$$

※（人件費単価の根拠）約 2,600 円＝（「国家公務員給与の実態」より、国家公務員のうち行政職俸給表（一）が適用される職員の平均給与月額）414,801 円 ÷（8 時間×20 日）。

その上で、1 件あたり 1 人 3 時間を要して届出内容の確認等をするものと仮定して推計。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

消費者団体の有識者を含む産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会及び消費経済審議会製品安全部会において意見聴取を行っており、以下のような意見が出されている。令和 7 年 9 月 30 日に産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会 合同会議を開催し、子供用特定製品への指定について諮問を行った。今後も更に検討・調整を進めていく。

- ・子どもの事故が多い製品を対象に、例えば寝具での 0 歳児の窒息が多い、ベッドのベビーガードのような、玩具ではなくとも事故が多いものは、何かしらの規制を設ける必要があるのではないか。
- ・海外では、ベビーカーは必ずしも折り畳まないで使用することが多いようだが、日本では頻繁に折り畳んで使用するというのが一つの特徴になっている。そして、折り畳みの際に、こどもの指が挟まれる事故が発生し、中には、あわや指を切断しそうになるという事故が相次いだ。国をして技術基準を定める際には、このような国内の事情に配慮することが必要。
- ・玩具以外については、ベビーカーや抱っこひもといった海外で規制対象となっている製品、ないしは、製品事故の発生状況等を踏まえて、安全性の確保が特に必要と認識されている製品を対象としてはどうか。
- ・ベッドガードについて、民間基準では生後 18 か月未満の乳児に使用してはいけないことになっているが、知らない消費者も多いと感じる。また、日本特有の事情の住宅環境のために大人用ベッドに寝かしている事例も存在するかもしれない。いずれにしても痛ましい事故が起きないようにという意味では、そのような対象年齢などによる注意喚起の効果が高いものについては、子供用特定製品に指定することも検討が必要。
- ・体や指、頭などの挟み込み、落下等について、自転車の子供シートや抱っこひも、ベビーカーなどから落下することがあり、実は非常に重篤な事故につながる。こういった製品は一定の規制を今後考えていく必要性がある。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・第 12 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会【令和 5 年 11 月 27 日】

[第 12 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（METI/経済産業省）](#)

- ・第 13 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会【令和 5 年 12 月 18 日】

[第 13 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（METI/経済産業省）](#)

- ・産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会 中間取りまとめ

（第 11～13 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会での議論の内容を取りまとめたもの）

[産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会 中間取りまとめ（METI/経済産業省）](#)

- ・第 15 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（第 21 回消費経済審議会 製品安全部会との合同会議）【令和 6 年 8 月 27 日】

[消費経済審議会 製品安全部会（METI/経済産業省）](#)

- ・第 16 回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（第 22 回消費経済審議会 製

品安全部会との合同会議）【令和6年10月23日】

[消費経済審議会 製品安全部会（METI/経済産業省）](#)

・第17回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会【令和7年3月21日】

[第17回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（METI/経済産業省）](#)

・審議会の場合以外にも、その他製造事業者等の関係者を含む者との意見交換を行っているが、その議事録は公表していない。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・なし

＜上記以外の法令案＞

・特定製品への指定については事故の発生状況によって適切に判断していくが、今回の指定については、事前評価書の作成から5年後（令和12年度まで）に事後評価を実施することとする。